

News Release

平成 25 年 9 月 18 日

報道関係各位

株式会社名古屋銀行
株式会社日本政策金融公庫

名古屋銀行と日本公庫の連携による抜本的再生支援の取組みについて

～DDS、資本性ローン等の金融手法を駆使して、地域の中小企業の再生支援を推進～

名古屋銀行（頭取 中村 昌弘）及び日本政策金融公庫（略称：日本公庫）中小企業事業は、愛知県中小企業再生支援協議会の関与下で事業再生に取り組んでいる名古屋市内の中小製造業者 2 社（グループ企業）に対して、このたび、DDS（注 1）や資本性ローン（注 2）といった金融手法を駆使して、連携して再生支援を実施しました（下記に概要を記載）。

抜本的な事業再生が必要な企業に対して、両金融機関が協調して DDS と新規融資とを組み合わせた再生支援を実施するのは初めての取り組みとなります。

名古屋銀行と日本公庫は、引き続き連携支援に取り組み、地域の中小企業の事業再生を積極的に支援してまいります。

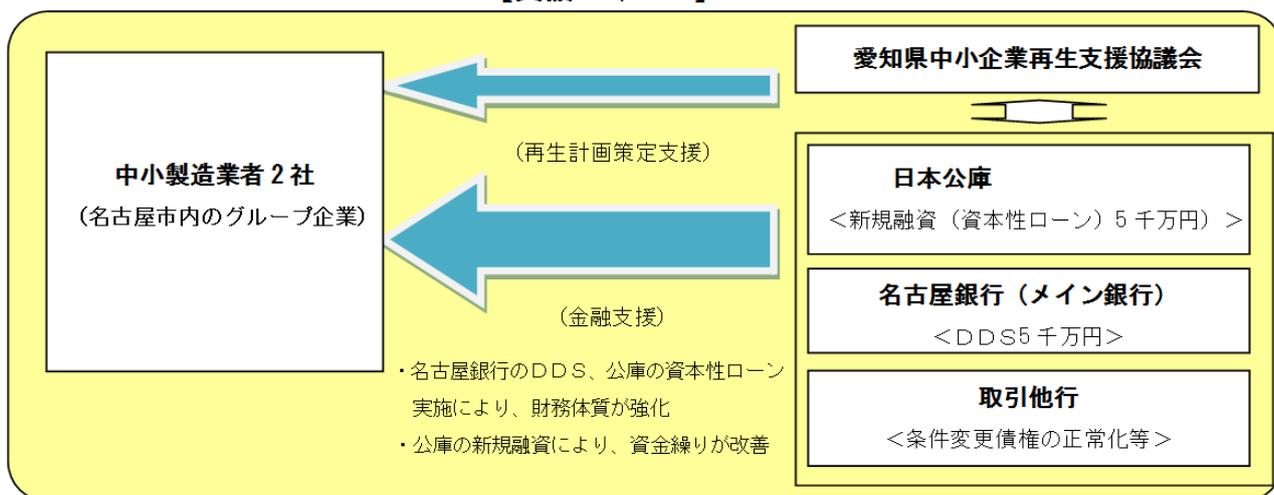
記

1. 支援先企業 名古屋市内の中小製造業者 2 社（グループ企業）
地域の雇用を支え、技術力はあるものの、過去の設備投資負担が重く債務超過に陥っており、取引各行は返済額低減等の条件変更支援を長年行っていた先。
2. 支援内容
 - ・メイン銀行である名古屋銀行は、支援先企業の財務体質改善のため、DDS を実行したほか、日本公庫に新規融資の検討を要請しました。
 - ・日本公庫は、資本性ローンを活用した新規融資を実行しました。
3. 支援による効果
 - ・協調支援により事業再生が加速し、計画 1 期目で債務超過解消の見通しとなりました。
 - ・条件変更を行っていた取引他行も、借換等による取引正常化を一気に実現しました。
 - ・新規融資の実行により資金繰りの改善が図られました。

（注 1） DDS（デッドデッドスワップ）とは、既存の債務の一部を金融検査上自己資本とみなせる資本的劣後ローンに転換し、債務超過解消を図る金融支援手法のことです。

（注 2） 日本公庫の資本性ローン（制度名：挑戦支援資本強化特例制度）は、事業再生等に取り組む中小企業・小規模事業者の財務体質の強化を図るために資本性資金を供給する制度です。本特例による債務については金融検査上自己資本とみなすことができるほか、法的倒産手続時は他の債務に劣後する等の特徴を有します。

【支援スキーム】



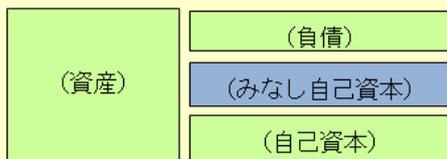
<お問い合わせ先> 名古屋銀行 融資部（担当：荒川、服部） 電話番号：052-962-1791
日本政策金融公庫 名古屋支店駐在企業支援部（担当：板崎、田中） 電話番号：052-551-5185

再生型資本性ローン（「挑戦支援資本強化特例制度」）の概要（中小企業事業）

融資対象者	事業再生等に取り組む中小企業・小規模事業者であって、地域経済の活性化のために、一定の雇用効果（新たな雇用または雇用の維持）が認められる事業、地域社会にとって不可欠な事業、技術力の高い事業などに取り組む方
融資限度額	1社あたり3億円
融資期間	15年・10年・7年（期限一括償還）
利 率	適用した融資制度に基づき、融資後1年ごとに直近決算の業績に応じて、3区分の利率が適用されます。 <企業再生貸付を適用した場合> 期間15年：6.35%、4.40%、0.40% 期間10年：6.25%、4.30%、0.40% 期間7年：6.20%、4.25%、0.40%
担保・保証人	無担保・無保証人
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本特例による債務については、金融検査上、自己資本とみなすことができます。 ・本特例による債務については、法的倒産手続きの開始決定が裁判所によってなされた場合、全ての債務（償還順位が同等以下とされているものを除く）に劣後します。 ・四半期毎の経営状況のご報告等を含む特約の締結や、公庫が適切と認める事業計画書を提出して頂きます。 ・期限前弁済は、原則として認められません。

<資本性ローンの特徴>

融資先企業の財務内容（貸借対照表）



- ・金融機関の金融検査上自己資本とみなすことができる。
- ・法的倒産手続時は、他の債務に劣後する。
- ・無担保・無保証人、期限一括償還。